

憲法調査会で調査されるべき「21世紀の日本のあるべき姿」について

2000. 11. 9 衆議院憲法調査会
南山大学教授・法学博士 小林 武

まえおき 主権者国民として、憲法研究者としてこのテーマを考える

1 憲法調査としての「日本の姿」論

(1) 憲法調査会による調査のあり方

- ・ 憲法に照らした「国のかたち」の調査
- ・ 憲法論と各政党・政治家の責任

(2) 憲法調査会の法的位置の確認

- ・ 権限の自己制限——国会法第11章の2と「申合せ」の意義
- ・ 調査テーマの体系性にふれて

2 憲法からの政治の「乖離」をもたらしたもの

(1) 日本国憲法はどのように扱われてきたか

- ・ 「乖離」の発生とその問題点
- ・ 憲法調査会の歴史的役割

(2) 憲法実現の課題に最高裁はどのように応えてきたか

- ・ 違憲法令への対応
- ・ 立法府と最高裁の関係

3 憲法を生かした21世紀の日本の姿

(1) 新世紀の日本像をどのように描くか

- ・ 第145国会の諸立法への注目
- ・ 生存権保障のもつ格別の意義

(2) 憲法に誠実なデッサンを——平和主義をめぐって

- ・ 9条の規範的意味の確認と自衛隊運用の問題
- ・ 平和的国際貢献を内容とした積極的憲法政策の展開

むすび 憲法の誠実な実践の上でこそ、真の改正論議が可能になる